

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰に伴う厳しい状況が続いているタクシー事業者に対し、燃料費の高騰を踏まえた支援を行うため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 燃料価格高騰により、経営に深刻な影響を受けているタクシー事業者が負担する燃料費の一部を支援することで、公共交通サービスの維持・確保を図ろうとするものである。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象経費は、一般社団法人京都府タクシー協会及び京都タクシー業務センター（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものであって、市長が適当と認めたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費のうち、別表第2において定める額で、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に基づく補助金の申請は、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（経費内訳を含む。）

2 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする日までとする。

(交付の決定)

第6条 条例第10条第1項又は第2項に規定する交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定により、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第10条第3項に規定する不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定により京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから休日を除く7日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号に規定する補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金変更承認申請書(第4号様式)を提出し、その承認を受けるものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助目的自体の変更をもたらすものではなく、かつ補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費内訳の配分を変更する場合は、交付決定額の30パーセント以内の増減であること。

(2) 補助目的自体の変更をもたらすものではない補助金の減額が生じるもの。

(3) 補助目的自体の変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するもの。

(4) 補助目的及び事業能率自体の変更をもたらすものではない事業計画の細部の変更であるもの。

3 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業等の中止又は廃止をしようとするときは、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)を提出し、その承認を受けるものとする。

4 市長は、第1項及び前項の規定に基づく申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、その承認又は不承認を決定し、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金承認(不承認)通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金概算払請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 条例第18条に規定する実績報告は京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金実績報告書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書(経費内訳を含む。)

2 補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、超過分の返還を命ずる。

(補助金の交付額の決定等)

第11条 条例第19条の規定による交付額を決定したときは、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付額決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(交付の取消し等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の経理)

第13条 補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業名	補助対象となる経費
タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業	市内で道路運送事業を営むタクシー事業者に対する、燃料価格高騰による経費の増加等に関する支援

別表第2（第4条関係）

補助事業名	補助金の額
タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業	一車両あたり定額及び事務経費

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
申 請 事 業 名	
申 請 する 事 業 の 必 要 性 及 び 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
補助金の申請理由	
添 付 書 類	☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書（経費内訳を含む。）

第2号様式（第6条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付決定通知書

年 月 日	第 号
（補助金交付団体の名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金につきましては、以下のとおり交付することに決定しましたので通知します。

補 助 事 業 名	
交 付 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。 (2) 申請内容に変更が発生した場合は、速やかに京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付要綱第8条に基づく変更承認申請書を提出してください。 (3) 本事業の完了後は、速やかに実績報告を提出してください。 (4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。 (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることがあります。 (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管してください。 (7) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付要綱を遵守してください。

第3号様式（第6条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金不交付決定通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付申請団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金につきましては、以下のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

補 助 事 業 名	
不 交 付 理 由	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第8条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金（交付決定番号 第 号）について、以下のとおり変更したいので申請します。

1 変更を申請する内容（該当する箇所のみ記入）

補 助 事 業 名	
事 業 の 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補助事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円

2 変更する理由

3 添付書類

第 5 号様式（第 8 条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金中止・廃止承認申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都市タクシー事業者における燃料
価格高騰対策等事業補助金（交付決定番号 第 号）について、以下のとおり
関係事業の ☐中止 ☐をしたいので申請します。

☐廃止

中止又は廃止する 事業名	
中止又は廃止する 理 由	
添 付 書 類	

注 該当する☐にレを記入してください。

第6号様式（第8条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金承認（不承認）通知書

年 月 日	第 号
（補助金交付団体の名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金につきましては、以下のとおり承認（不承認）することに決定しましたので通知します。

補 助 事 業 名	
承認（不承認）理由	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第7号様式（第9条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金概算払請求書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付で交付を受けた京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金（交付決定番号 第 号）について、以下のとおり補助金の概算払を請求します。

補 助 事 業 名	
交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により事業の実績を報告します。	
補 助 事 業 名	
補助金交付決定番号	第 号
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申 請 事 業 に 要 し た 経 費	円
交 付 を 受 け た 補 助 金 の 額	円
補 助 事 業 の 概 要 及 び 効 果	
添 付 書 類	☐ 事業実施報告書 ☐ 収支決算書（経費内訳を含む。）

第9号様式（第11条関係）

京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金交付額決定通知書

年 月 日	第 号
（補助金交付団体の名称及び代表者名）	京都市長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付け第 号をもって交付決定した京都市タクシー事業者における燃料価格高騰対策等事業補助金につきましては、以下のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

補 助 事 業 名	
交 付 確 定 額	